VOL.856 2020年

すこやか健保 3月号

Illustration:Maki Kobayashi

「望まない受動喫煙」を防ぐ 改正健康増進法、4月に全面施行

2018年7月に成立した改正健康増進法がこの4月から全面施行されます。「望まない受動喫煙」の防止を目的に、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮し、施設の種類や場所ごとに対策を実施することが改正の柱です。

改正法は段階的に施行されました。19年1月24日から喫煙場所を設置する場合の配慮義務が施設管理者に課せられ、同年7月から学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎などは敷地内禁煙となり、この4月からはこれら以外の飲食店やオフィスなどの施設が原則屋内禁煙となります。

ただし、飲食店などでは当分の間、喫煙専用室（飲食不可）や加熱式たばこ専用喫煙室（飲食可）の設置が認められますが、20歳未満の入室は禁じられます。また、経過措置として既存の経営規模や客席面積の小さな飲食店は指定された標識を掲示すれば、店内の喫煙は可能です。

厚生労働省が1月に発表した「国民健康・栄養調査」（2018年）によると、喫煙者の割合は17.8%（男性29.0%、女性8.1%）で、過去10年間の推移を見ると男女とも減少傾向が続いています。30～60歳代男性の喫煙率はまだ3割を超えていますが、たばこをやめたいと思っている人も増えており、喫煙者全体の32.4%に上ります。特に、男性は50歳代（36.1%）、70歳代（40.2%）、女性は50歳代（48.2%）で割合が高くなっています。

たばこの煙には、発がん物質など有害物質が多く含まれており、その弊害が大きく、慢性閉塞（へいそく）性肺疾患（COPD）や肺がんの原因となるばかりか、その煙を吸う周囲の人の健康にも悪影響を与えます。近年は禁煙外来のある医療機関も増え、禁煙に対する意識や理解も高まっています。

今回の改正健康増進法の全面施行と夏の東京五輪・パラリンピックの開催で、受動喫煙対策に拍車がかかり、これを機に禁煙が一気に進むことが期待されます。

知っておきたい 健保のコト

VOL.11 働く女性の出産に関するサポート

健康保険には、働く女性の妊娠、出産をサポートする仕組みが3つあります。1つ目は保険料の免除。勤務先経由で健康保険組合に届け出れば、産前産後の休業中の健康保険料や厚生年金保険料などが免除されます。産休期間は出産予定日を含めた産前42日間（多胎妊娠は98日間）と出産の翌日から56日間で、休業開始日が属する月から休業終了日の翌日が属する月の前月までの保険料が免除されます。

2つ目が「出産手当金」です。出産のために産休を取り、給与が出ない場合、産前産後の休業期間について、健康保険から出産手当金が支給されます。1日当たりの支給額は、原則、標準報酬日額（月給の30分の1相当）の3分の2です。

3つ目が「出産育児一時金」です。正常な分娩は保険給付の対象外ですが、出産費用の負担軽減を目的に、子ども1人につき42万円が健康保険から支給されます。夫の扶養に入っている妻の出産でも同様に支給されます。この額には産科医療補償制度の掛け金（1万6000円）が含まれています。これは分娩で重い脳性まひになった子どもに補償金（3000万円）を支給する制度です。基本的に健保組合から医療機関などに直接支払われるため、まとまった出産費用を事前に準備せずに済みます。これらのサポートの詳しい内容などについては、加入している健保組合に問い合わせてください。

出産に関するサポートの対象期間

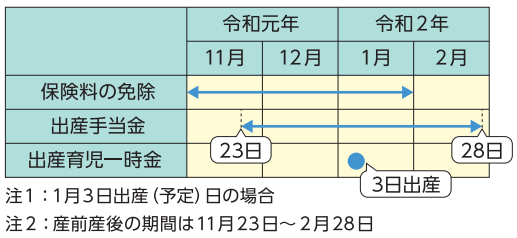

注1：1月3日出産（予定）日の場合
注2：産前産後の期間は11月23日～2月28日

健康保険組合連合会 〒107-8558東京都港区南青山1-24-4 電話（03）3403-0939 2020年3月1日発行 https://www.kenporen.com/